

「Jダイレクト利用規定」の改定内容（新旧対照表）

※下線が改定部分

改定箇所	改定前	改定後
<p>第1条第1項 「Jダイレクト」とは</p>	<p>1. 「Jダイレクト」（以下、「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下、「お客さま」といいます）がパーソナルコンピューター（高機能携帯端末と呼ばれるインターネットに接続および閲覧可能な当行所定のOSおよびブラウザを備えた端末（スマートフォンやタブレット端末等）を含みます）<u>・モバイル機器（情報提供サービス対応型の当行所定の携帯情報端末等（前述の高機能携帯端末は含みません））、インターネット等により</u>当行に取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます（以下、<u>パーソナルコンピューター等の端末機を通じた取引を「インターネットバンキング」、モバイル機器等を通じた通信事業者が提供するネットワークサービスによる取引を「モバイルバンキング」といいます</u>）。</p> <p>本サービスで依頼できる取引は当行ホームページ等にて掲示しますので、内容をご確認ください。</p>	<p>1. 「Jダイレクト」（以下、「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下、「お客さま」といいます）がパーソナルコンピューター（高機能携帯端末と呼ばれるインターネットに接続および閲覧可能な当行所定のOSおよびブラウザを備えた端末（スマートフォンやタブレット端末等）を含みます）<u>等を通じて、インターネットにより</u>当行に取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます（<u>削除</u>）。</p> <p>本サービスで依頼できる取引は当行ホームページ等にて掲示しますので、内容をご確認ください。</p>
<p>第4条 利用限度額</p>	<p>本サービスの各種取引における1日または1回あたりの利用限度額の上限金額は当行所定の範囲内とし、取引種類により異なります（以後、本規定における1日あたりの各種利用限度額の起点は、毎日日本時間の午前0時とします）。</p> <p>このうち、お客さま自らが設定および変更できる利用限度額につきましては、<u>インターネットバンキング、モバイルバンキング</u>により登録いただけます。ただし、当行が指定する一部取引につきましては、当行所定の書面により登録いただきます。</p> <p>なお、これらの利用限度額を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。</p>	<p>本サービスの各種取引における1日または1回あたりの利用限度額の上限金額は当行所定の範囲内とし、取引種類により異なります（以後、本規定における1日あたりの各種利用限度額の起点は、毎日日本時間の午前0時とします）。</p> <p>このうち、お客さま自らが設定および変更できる利用限度額につきましては、<u>本サービス</u>により登録いただけます。ただし、当行が指定する一部取引につきましては、当行所定の書面により登録いただきます。</p> <p>なお、これらの利用限度額を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。</p>
<p>第5条 ご利用方法</p>	<p>第5条 <u>インターネットバンキング・モバイルバンキングのご利用方法</u></p>	<p>第5条 <u>ご利用方法</u></p>
<p>第5条第1項 ご利用方法</p>	<p>1. <u>インターネットバンキング、モバイルバンキング</u>のご利用にあたっては、<u>それぞれパーソナルコンピューター等の端末機やモバイル機器等の画面上</u>で当行所定の初回登録を行っていただきます。ただし、次項の場合を除きます。</p> <p>また、<u>インターネットバンキング、モバイルバンキング</u>のご利用を中止する場合は、<u>同じくパーソナルコンピューター等の端末機やモバイル機器等の画面</u>にしたがって登録を行っていただきます。</p>	<p>1. <u>本サービス</u>のご利用にあたっては、（<u>削除</u>）<u>パーソナルコンピューター等の端末機（削除）</u>の画面上で当行所定の初回登録を行っていただきます。ただし、次項の場合を除きます。</p> <p>また、<u>本サービス</u>のご利用を中止する場合は、<u>同じくパーソナルコンピューター等の端末機（削除）</u>の画面にしたがって登録を行っていただきます。</p>

<p>第5条第2項 ご利用方法</p>	<p>2. 本サービスお申込時にインターネットバンキングで使用する IB ログインパスワードを登録されたお客さまは前項のご利用方法および第10条第3項(1)のIBログインパスワードの届出方法にかかわらず、以下のお取扱いとなります。</p> <p>(1) 契約カードのお受取直後から当行所定のサービスをご利用いただけます。ただし、振込等一部の取引はご利用できません。</p> <p>(2) 第10条第3項(1)で定めるインターネットバンキングの初回登録は不要です(モバイルバンキングを利用する場合の初回登録は必要です)。</p> <p>(3) 契約カードがお手元に届き次第、すみやかにインターネットバンキングにログインして契約カード受取登録を行うことが必要です。</p> <p>(4) お申込日から一定期間が経過すると契約カード受取登録を行うまで、一部を除き、インターネットバンキングが利用できなくなります。</p>	<p>2. 本サービスお申込時に本サービスで使用する IB ログインパスワードを登録されたお客さまは前項のご利用方法および第10条第3項(1)のIBログインパスワードの届出方法にかかわらず、以下のお取扱いとなります。</p> <p>(1) 契約カードのお受取直後から当行所定のサービスをご利用いただけます。ただし、振込等一部の取引はご利用できません。</p> <p>(2) 第10条第3項(1)で定める本サービスの初回登録は不要です(削除)。</p> <p>(3) 契約カードがお手元に届き次第、すみやかに本サービスにログインして契約カード受取登録を行うことが必要です。</p> <p>(4) お申込日から一定期間が経過すると契約カード受取登録を行うまで、一部を除き、本サービスが利用できなくなります。</p>
<p>第8条第1項 Eメールアドレスの届出</p>	<p>1. お客さまは、本サービスの契約もしくは利用にあたり、必ずお客さま自身のEメールアドレスをインターネットバンキングまたはモバイルバンキングの画面上で登録するか当行所定の方法により届出るものとします。</p>	<p>1. お客さまは、本サービスの契約もしくは利用にあたり、必ずお客さま自身のEメールアドレスを本サービスの画面上で登録するか当行所定の方法により届出るものとします。</p>
<p>第8条第2項 Eメールアドレスの変更</p>	<p>2. Eメールアドレスの変更は、インターネットバンキングまたはモバイルバンキングの画面上で受け付けします。</p>	<p>2. Eメールアドレスの変更は、本サービスの画面上で受け付けします。</p>
<p>第10条第1項 本人確認</p>	<p>1. 本サービス利用の際に、当行はインターネット等によってお客さまから通知された次の番号等(以下、「番号等」といいます)と、当行に登録されている各番号等の一致を確認することにより本人確認を行います。本サービスの本人確認に使用する組み合わせは取引内容により異なる場合があります。</p> <p>(1) ご契約番号</p> <p>(2) ダイレクトパスワード</p> <p>(3) IB ログインパスワード</p> <p>(4) 本条第5項に規定する取引認証パスワード</p> <p>(5) 本条第6項に規定するワンタイムパスワード</p> <p>(6) <u>モバイル機器等から送信される契約者の固有情報</u></p> <p>(7) 代表口座のキャッシュカードの暗証番号</p> <p>(8) その他当行所定の番号等</p>	<p>1. 本サービス利用の際に、当行はインターネットによってお客さまから通知された次の番号等(以下、「番号等」といいます)と、当行に登録されている各番号等の一致を確認することにより本人確認を行います。本サービスの本人確認に使用する組み合わせは取引内容により異なる場合があります。</p> <p>(1) ご契約番号</p> <p>(2) ダイレクトパスワード</p> <p>(3) IB ログインパスワード</p> <p>(4) 本条第5項に規定する取引認証パスワード</p> <p>(5) 本条第6項に規定するワンタイムパスワード</p> <p>(6) <u>代表口座のキャッシュカードの暗証番号</u></p> <p>(7) その他当行所定の番号等</p>
<p>第10条第3項 本人確認 ダイレクトパスワード・IB ログインパスワード</p>	<p>(1) お客さまは、本サービスのご契約に際して、ダイレクトパスワードを当行所定の手続きにより届出るものとします。また、インターネットバンキングの初回登録に際して、インターネットバンキングで使用する IB ログインパスワードを届出るものとします。ダイレクトパスワードおよび IB ログインパスワードは生年月日・電話番号等他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。</p>	<p>(1) お客さまは、本サービスのご契約に際して、ダイレクトパスワードを当行所定の手続きにより届出るものとします。また、本サービスの初回登録に際して、本サービスで使用する IB ログインパスワードを届出るものとします。ダイレクトパスワードおよび IB ログインパスワードは生年月日・電話番号等他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。</p>

	(2) <u>ダイレクトパスワードを変更する場合は、インターネットバンキング、モバイルバンキングまたは当行所定の書面により届出てください。IB ログインパスワードを変更する場合は、インターネットバンキングにて届出てください。</u>	(2) <u>ダイレクトパスワードを変更する場合は、本サービスまたは当行所定の書面により届出てください。IB ログインパスワードを変更する場合は、本サービスにて届出てください。</u>
第10条第4項 本人確認 モバイル機器等から送信される契約者の固有情報	<u>モバイルバンキングの初回登録により、お客さまのモバイル機器等から自動的に送信される契約者の固有情報をモバイル情報として当行に登録するものとします。</u>	(削除)
第10条第4項 本人確認 取引認証パスワード	第10条第5項 取引認証パスワード	第10条第4項 取引認証パスワード
第10条第5項 本人確認 ワンタイムパスワード	6. ワンタイムパスワード (1) ワンタイムパスワードならびにワンタイムパスワードアプリについて ①本サービスにおいて当行所定のお取引（以下、「ワンタイムパスワード利用対象取引」といいます）については、当行所定のスマートフォン（以下、「利用端末」といいます）にインストールして利用する専用ソフトウェア（以下、「ワンタイムパスワードアプリ」といいます）を利用して生成する可変パスワード（以下、「ワンタイムパスワード」といいます）を利用することができます。お客さまは、ワンタイムパスワード利用対象取引において、当行所定の方法でワンタイムパスワードを生成し、 <u>インターネットバンキングの画面にしたがってお客さまがその使用するパーソナルコンピューター等を用いて入力するものとします。ただし、ワンタイムパスワードの生成にあたり、当行は、振込等のお取引内容の情報の一部の入力を求めることがあります。</u>	5. ワンタイムパスワード (1) ワンタイムパスワードならびにワンタイムパスワードアプリについて ①本サービスにおいて当行所定のお取引（以下、「ワンタイムパスワード利用対象取引」といいます）については、当行所定のスマートフォン（以下、「利用端末」といいます）にインストールして利用する専用ソフトウェア（以下、「ワンタイムパスワードアプリ」といいます）を利用して生成する可変パスワード（以下、「ワンタイムパスワード」といいます）を利用することができます。お客さまは、ワンタイムパスワード利用対象取引において、当行所定の方法でワンタイムパスワードを生成し、 <u>本サービスの画面にしたがってお客さまがその使用するパーソナルコンピューター等を用いて入力するものとします。ただし、ワンタイムパスワードの生成にあたり、当行は、振込等のお取引内容の情報の一部の入力を求めることがあります。</u>
第10条第6項 本人確認 免責事項等	7. 免責事項等	6. 免責事項等
第10条第7項 本人確認 紛失・盗難等	8. 紛失・盗難等 (1) 以下の場合には、すみやかにお客さまご本人から当行所定の方法により届出てください。この届出に対し、当行は所定の手続きを行い、本サービスの当行所定の範囲について利用停止の措置を講じます。当行はこの届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、責任を負いません。 ①お客さまが契約カードや当行所定のアプリケーションをダウンロードしたパーソナルコンピューター、 <u>モバイルバンキングの初回登録を行ったモバイル機器</u> 、ワンタイムパスワードアプリをインストールした利用端末等を紛失・盗難等で失った場合	7. 紛失・盗難等 (1) 以下の場合には、すみやかにお客さまご本人から当行所定の方法により届出てください。この届出に対し、当行は所定の手続きを行い、本サービスの当行所定の範囲について利用停止の措置を講じます。当行はこの届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、責任を負いません。 ①お客さまが契約カードや当行所定のアプリケーションをダウンロードしたパーソナルコンピューター、(削除) ワンタイムパスワードアプリをインストールした利用端末等を紛失・盗難等で失った場合

第10条第8項 本人確認 パスワードの失念	9. パスワードの失念	8. パスワードの失念
第10条第9項 本人確認 番号等の不一致の場合 の利用停止	10. 番号等の不一致の場合の利用停止	9. 番号等の不一致の場合の利用停止
第19条第2項 税金・各種料金払込 払込手続	本サービスにより、収納機関から通知される「収納機関番号」、「お客さま番号(納付番号)」、「確認番号」およびその他の所定事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依頼してください。 なお、お客さまが収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで、料金等の支払方法として、インターネットバンキングまたはモバイルバンキングの料金等払込を選択した場合はこの限りではなく、当該納付情報または請求情報が本サービスに引継がれます。お客さまは、本サービスの画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、料金等払込の依頼を行ってください。	本サービスにより、収納機関から通知される「収納機関番号」、「お客さま番号(納付番号)」、「確認番号」およびその他の所定事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依頼してください。 なお、お客さまが収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで、料金等の支払方法として、本サービスの料金等払込を選択した場合はこの限りではなく、当該納付情報または請求情報が本サービスに引継がれます。お客さまは、本サービスの画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、料金等払込の依頼を行ってください。
第27条第1項 免責事項	1. 次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき (2) インターネット、 <u>移動体通信網、公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路</u> (以下、「 <u>インターネット等の通信経路</u> 」といいます) やお客さまの端末など、当行に有効な取引データが到達する前の段階で障害が生じたとき (3) 当行または金融機関等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき (4) 当行以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があったとき	1. 次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき (2) インターネット(削除) やお客さまの端末など、当行に有効な取引データが到達する前の段階で障害が生じたとき (3) 当行または金融機関等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき (4) 当行以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があったとき
第27条第2項 免責事項	2. お客さまは、 <u>インターネット等の通信経路</u> の特性やリスクおよび本サービスにおいて当行が講じる安全策、不正利用対策、本人確認手段等について理解し、了承したうえで本サービスを利用するものします。	2. お客さまは、 <u>インターネット</u> の通信経路の特性やリスクおよび本サービスにおいて当行が講じる安全策、不正利用対策、本人確認手段等について理解し、了承したうえで本サービスを利用するものします。
第28条第2項 番号等の盗用による 振込等	2. 前項の請求がなされた場合、当該振込等がお客さまの故意による場合を除き、当行は当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします) 前日以降になされた当該振込等の額に相当する金額およびこれに付帯する手数料ならびに対象預金の約定利息に相当する金額(以下、「 <u>補てん対象額</u> 」といいます)を第10条第7項の規定にかかわらず補てんするものとします。 ただし、当該振込等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、当該振込等にかかる損害がお客さまの過失に起因する場合、当行は、被害状況および過失の度合い等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。	2. 前項の請求がなされた場合、当該振込等がお客さまの故意による場合を除き、当行は当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします) 前日以降になされた当該振込等の額に相当する金額およびこれに付帯する手数料ならびに対象預金の約定利息に相当する金額(以下、「 <u>補てん対象額</u> 」といいます)を第10条第6項の規定にかかわらず補てんするものとします。 ただし、当該振込等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、当該振込等にかかる損害がお客さまの過失に起因する場合、当行は、被害状況および過失の度合い等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。

以上